

令和4年度

酒田市新築住宅 総合支援事業

ご案内

地元企業の施工により、酒田産木材を使用し住宅を建設する方に30万円(最大60万円)を補助します。

対象となる工事

次のすべての項目に該当する住宅の新築工事が補助対象となります。

- ①酒田産木材を住宅の延床面積1m²あたり0.1m³以上使用すること。
- ②対象となる工事の施工者が山形県に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人事業者であること。例外として、市外の施工者で申請者と親戚関係を示せる場合は対象とします。
- ③令和4年4月1日以降に基礎の掘削工事に着手した(する)もの。ただし、軸組工事を開始する前までに申請されたものに限ります。
- ④対象となる住宅が建築基準法に違反していないものであること。
- ⑤補助の対象となる工事について、酒田市で実施している他の助成制度を利用していないこと。
ただし、割増B(2ページ)については、国の助成制度の併用はできません。

補助の対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みできます。

- ①補助の対象となる住宅の建築主であること。
- ②令和5年3月24日までに補助の対象となる住宅に居住し、実績報告書を提出できること(住民票で異動が確認できる方)。
※現在本市以外にお住まいの方でも、本人の居住を目的として住宅の工事を行う方も対象となります。
- ③市税を滞納していないこと。
- ④酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)に規定する暴力団員等ではないこと。